

自治体主導の地域エネルギーシステム整備研究会 開催要綱

1 目的

分散型エネルギーインフラプロジェクトの全国展開に向けて、地域分散型のエネルギーインフラ整備の標準的なプロジェクト導入モデルを構築するとともに、産学官ラウンドテーブルをプラットフォームに自治体が主導してそれぞれの地域でプロジェクトを推進する基本パターンを構築するため、有識者の意見を伺いながら検討することを目的とする。

2 名称

本研究会は、「自治体主導の地域エネルギーシステム整備研究会」（以下、「研究会」という。）と称する。

3 研究会構成員

研究会は別紙の委員をもって構成する。

4 座長

- (1) 研究会に座長1人を置く。
- (2) 座長は、研究会の会務を総理する。
- (3) 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、座長が指名する者がその職務を代理する。

5 議事

- (1) 研究会の会議は、座長が招集する。
- (2) 座長は、必要があると認めるときは、必要な者に研究会への出席を求め、その意見を聴取することができる。

6 その他

- (1) 研究会の事務局は総務省地域力創造グループ地域政策課に置く。
- (2) 本要綱に定めるもののほか、研究会に関し必要な事項は、座長が定める。